樣式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	揚水施設のストレーナー位置等の変更の許可
根拠条例•規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
	条項	第88条第1項
所	管部課	環境局 環境共生部 環境対策課 (電話:048-829-1331)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	未設定。 (1) 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。 (2) 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	3 0 日間
間	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	